

(資料15)

雇 児 保 第 3 5 号
平成13年9月 6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

待機児童ゼロ作戦の推進について

保育行政に関しては、都市部を中心に待機児童解消や多様な保育需要への対応など、地域の実情に応じて日頃より種々ご尽力いただいているところであるが、国においては「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革の基本方針（平成13年6月26日閣議決定）」、「仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月6日閣議決定）」等に基づき、待機児童ゼロ作戦を進めることとしているところである。

このため、厚生労働省においては、平成14年度概算要求で、待機児童ゼロ作戦を推進するための新規施策等を盛り込んだ要求を行ったところであるが、都道府県及び市町村においても、厚生労働省がこれまで実施してきた各般の規制緩和措置、予算措置及び来年度概算要求等を踏まえて、地域の保育需要に的確に応えた保育サービスの提供が行われるよう計画的かつ積極的に取り組まれない。

また、待機児童ゼロ作戦に関連して、関係各省庁においても各種の施策が講じられ、また検討されており、これらについても今後順次お知らせすることとしている。都道府県、市町村の民生主管部局においても、教育委員会等関係部局との連携を密にして対処されたい。

なお、待機児童ゼロ作戦に関連する主な規制緩和措置、予算措置及び留意事項を下記のとおり取りまとめ、併せて来年度概算要求等について参考資料として添付したので、保育サービス提供の拡大のための検討に際して参考にされるとともに、管下市町村、保育関係者等に周知されたい。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 設置主体制限の撤廃等について

平成12年3月より、保育所設置主体制限の撤廃、保育所設置に係る資産要件の緩和、最低定員の引下げを行ったが、平成12年度中のこれらの効果について取りまとめ、本年5月21日、「保育所設置に係る多様な主体の認可状況等について」によりお知らせしたところである。

各都道府県等においては、保育サービスに対する需要を踏まえ、認可基準その他関係法令に適合した保育所について迅速かつ的確な認可事務がなされるよう努められたい。

[関係通知]

- ・保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第295号)
- ・小規模保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第296号)
- ・不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について(平成12年3月30日児発第297号)
- ・夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号)

2. 保育所分園について

平成10年度に保育所分園制度が創設され、地方公共団体において取組が進んできた結果、平成13年8月までに94カ所設置されたところである。平成12年度に分園設置特例保育単価が設定され、更に平成13年度に「保育所分園推進事業」が創設され、開設時の初度設備費、各種運営経費について、助成されることとなっているので、これらを活用した分園の設置促進に努められたい。

なお、分園を設置できる主体としては、社会福祉法人のみならず保育所を設置経営する全ての主体が含まれるものであることを、念のため申し添える。

[関係通知]

- ・保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号)
- ・特別保育事業の実施について(平成12年3月29日児発第247号)別添5等
- ・分園を設置した保育所に係る保育単価について(平成12年6月8日児発第582号の5)

3. 入所の円滑化及び各種特別保育事業の実施について

乳児の待機が多い地域においては、乳児室及びほふく室の面積要件についてかつての乳児保育指定保育所に係る面積基準(5 m²)を緩和しているところである。保育所内の余裕室や子育て支援相談室における余裕スペース等がないか点検の上、これらの活用により、待機児童の解消を図られたい。

「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月6日閣議決定)にも触れられているように、特に公立保育所において、延長保育、一時保育、休日保育等の実施を進める他、待機の状況等がある場合に定員を超えた児童の入所受入れを進める必要がある。年度途中の定員を超えた入所については、これを進めるため、本年3月に短時間勤務の保育士の導入に係る規制緩和を行ったところでもある。

なお、特別保育事業の実施については、保育所の設置主体が責任をもって行えるよう施設の職員によることが原則であるが、児童の処遇や保護者との連絡体制の確保などに設置者である地方公共団体が責任をもって適正に実施できる場合には、公立保育所における特別保育事業を民間に委託することも可能である。

[関係通知]

- ・保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児保第3号)
- ・保育所における短時間勤務の保育士の導入について(平成10年2月18日児発第85号)
- ・待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について(平成13年3月30日雇児保第11号)

4. 余裕教室の活用について

平成12年度までに公立学校の余裕教室を活用した保育所分園が6カ所(i-子育てネット <http://www.i-kosodate.net/special/index.html> 参照)となっており、既存の社会資源の有効活用が重要な課題となっているところである。社会福祉施設等施設・設備整備費における「余裕教室活用促進事業」により、施設整備費(3000万円を上限とする定額補助)、設備整備費(650万円を上限とする定額補助)が国から定額補助されることから、市町村におい

ては、市町村教育委員会と連携を図った上、余裕教室を活用した保育所設置に積極的に取り組まれない。

[関係通知]

- ・社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について（平成3年11月25日社第409号）別表10
- ・余裕教室を活用した社会福祉施設への改善整備の促進について（平成11年3月23日社援第709号）

5. 公設民営について

民間活力を活用した各種サービス提供が課題となっており、本年3月より、規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）に基づき公立保育所の運營業務の委託先に係る制限が撤廃されたところである。また、公立保育所の運營業務を民間へ委託する方式以外に、地方公共団体の所有する建物を民間へ貸与又は譲渡する方式を採用する地方公共団体もある。これに関し、国庫補助により整備された建物を普通財産に転換して貸与しようとする場合には財産処分手続が必要であるが、社会福祉施設の転用等について、平成11年度よりその事務手続は簡素化されているところであり、念のため申し添える。

また、地方公共団体の所有する建物を民間へ貸与する方式に対応して、保育所施設整備の補助方式を拡大するよう概算要求しているところである。

なお、平成12年度中に公立保育所の運營業務を民間へ委託した事例は8件、国庫補助により設置された公立保育所に係る建物を普通財産に転換して民間へ貸与した事例が13件、譲渡した事例が9件あったところである。

[関係通知]

- ・地方公共団体が設置する保育所に係る委託について（平成13年3月30日雇児保第10号）
- ・社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について（平成12年3月13日社援第530号）

（参考資料） 略

規制改革の推進に関する第1次答申（保育関係抜粋）

（平成13年12月11日 総合規制改革会議）

2 福祉・保育等

【具体的施策】

(2) 保育サービスの拡充と質的向上

現在の保育はニーズの急速な増大とその多様化に、特に都市部等で供給が追いつかないことが大きな問題となっている。最近では、認可保育所では、定員数の増加や保育内容の多様化への努力が図られているものの、それが現実の需要増加のスピードに対応できない事態となっている。さらに、働く母親が増えている一方で、その就労条件も変化しており、保育時間の延長や休日保育などの新しい保育ニーズを増大させている。そのため、早朝や深夜からの長時間労働の親を持つ子どもたちが、認可保育所で十分対応できないため、ベビーホテルなどに預けられ、命にかかわる事故が起こるような事態となっている。

このような中で、一人でも多くの就学前の子どもたち及び小学校に通う児童に対して質の高い保育を増やすことが急務となっているが、保育に関する規制改革の目的は、子どもたちの発達を保障する質の高い保育の供給を迅速に増やすために、子どもたちを守るための必要な規制を残した上で、不必要な規制を廃止することにある。

ア 認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底

保育サービスの不足に早急に対応できる措置として、認可保育所における受入れ児童数の増がある。特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する必要がある。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図るべきである。**【直ちに検討に着手、逐次実施】**

保育サービスの増加を抑制している要因として、地方公共団体が財政状況の制約の中で、新たな認可保育所の運営費を捻出しにくいことが挙げられる。他方、地方公共団体によっては、国の設置基準以上の基準を導入し、補助のかさ上げを行っているため、その財政負担が重くなり過ぎているという側面もある。限られた財源を有効に活用し、一人でも多くの子どもを認可保育所に入所させるためにも、保育環境の質を下げることはあってはならないが、地方公共団体が合理的でない基準の上乗せや補助のかさ上げをすることのないことが望まれる。

さらに、待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず認可保育所

の供給を抑制しないことが必要である。このため、既の実施された規制緩和措置については、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図るべきである。【平成13年度中に措置（直ちに実施）】

イ 公立保育所の民間への運営委託等の促進【一部措置済み、逐次実施】

公立保育所に関しては、社会福祉法人等が運営する認可保育所に比べ、運営コストがかかるだけでなく、利用者のニーズへの迅速かつ的確に対応できないとの問題を抱えている。このため限られた財源を有効に活用し、かつ社会のニーズに応じた保育を実施するという観点から、公立保育所の運営については、社会福祉法人やNPO、民間企業等へ民間委託することも有効な処方箋と考えられる。

また、先の臨時国会においてPFI法が改正され、行政財産に関する規制の緩和が行われたところである。介護施設と同様、PFI方式を活用することなどにより、学校の余裕教室等、活用されていない公的施設・土地を積極的に活用して保育所にするなど、潜在的資源に着目して公設民営を促進するべきである。

ウ 保育所への株式会社等の参入の促進【平成13年度中に措置（直ちに実施）】

民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金が、さらに保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図り、会計処理の柔軟化を進めるべきである。

エ 認可外保育施設に対する指導監督の徹底【児童福祉法改正について措置済み。平成13年度から逐次実施】

認可外保育施設には、実際に20万人以上の子どもが通っている。基本的には都市部に多いが、沖縄は歴史的経緯もあり、認可外保育施設に通う子どもの数が、認可保育所に通う子どもの数を上回っている。認可外保育施設の中には認可保育所に匹敵する質の高さを誇るものもあれば、いつ事故が起こってもおかしくない低レベルのものまで混在している。こうした施設における乳幼児など社会的弱者の安全や人権を守ることは、保育行政の重点事項となっている。

このため、先の臨時国会において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正が行われ、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付が義務付けられた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとされ、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化されることとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図るべきである。

こうしたことに加え、保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策（例えば、東京都の認証保育所や横浜保育室等）等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入れ児童数の増大を図ることになっている。

オ 保育所に関する情報公開、第三者評価の推進【ガイドライン作成については平成 13 年度中に措置、その他については平成 14 年度中に措置】

認可保育所においてもその保育の質・内容は多様であり、利用者が安心して保育所を選ぶことが可能になるだけでなく、運営側もそれを参考に更なるサービスの質の向上が図れるよう、現行法令を適切に運用し、経営主体にかかわらず、保育所の情報公開を進めるべきである。また、第三者評価については、ガイドラインを作成し、その取組を促進する仕組みを整備するべきである。

カ 保育所と幼稚園の施設共用化等による連携強化【平成 13 年度中に措置（直ちに実施）】

就学前児童の保育と教育の多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設との施設の共用化（文部省・厚生省による平成 10 年の指針）を促進し、運営や施設利用の面で一層連携を深める必要がある。ただし、運営においては現在の親の就労や子育ての実態に即し、社会のニーズにこたえるものにしなければならない。

また、多様な保育ニーズにこたえる観点から、幼稚園における預かり保育の拡充を図るべきである。

キ 保育士に関する諸規制の改革【平成 14 年度中に措置】

平成 9 年の児童福祉法の改正や平成 11 年の保育所保育指針の改訂等を踏まえ、地域の子育て支援など時代の要請に沿った資質を持つ保育士を養成することができるよう、保育士養成所（短大、大学、養成施設）における養成課程等について見直しが行われた。

しかし、養成課程の見直しと併せて、保育士の卒後研修についても、保育士の質を維持・向上するといった視点から、研修内容をインターネットで提供すること等により、現場の保育士が学びやすい仕組みを検討すべきである。

また、保育所に配置すべき保育士定数について、平成 10 年から一定範囲で短時間勤務の保育士を充てることが認められたところであるが、その後も、延長保育、休日保育、年度途中入所など、保育需要が多様化かつ増加しており、これらに保育所が柔軟に対応できるようにする必要がある。これは、いったん離職した保育士が再び保育現場で活躍できる環境を作ることにも資するものであり、現在、短時間勤務保育士は 2 割以内としている規制の一層の緩和について検討すべきである。

なお、先の臨時国会において、児童福祉法の改正が行われ、認可外保育施設を含めた

保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でない者が保育士を称することを禁止する（保育士の名称独占等）等の措置が講じられたところである。

ク 保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入

児童福祉法の改正により、平成 10 年 4 月から、保護者が保育所を選択して利用できる仕組みに改められるとともに、保育所も保護者の依頼を受けて、申込書の提出を代行できることとされた。しかしながら、市町村が審査事務を行い最終調整の上、保育所への入所決定を行う仕組みは、改正前の制度と変わっていない。

こうした新しい入所方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や障害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うことができないか、その可否について検討すべきである。また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討すべきである。

ケ 放課後児童の受入れ体制の充実【平成 14 年度から逐次実施】

大都市周辺部を中心に、小学校低学年を中心とする子どもたちの放課後の受入れ体制が不足している。このため、放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入れ体制を計画的に整備すべきである。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ（10 人以上 20 人未満）への支援、長時間の開設や学校週 5 日制に対応した土日祝日の開設の促進を図るべきである。

(資料17)

平成14年度保育対策関係予算(案)の概要

雇用均等・児童家庭局保育課

1 保育所の待機児童ゼロ作戦の推進

- (1) 保育所の受入れ児童数の増大 29,806 百万円
- 保育所運営費 (14,225百万円)
待機児童ゼロ作戦を推進するため、新エンゼルプランと合わせて保育所の受入れ児童数を4.8万人増加させる。
190.7万人 → 195.5万人
 - 保育所緊急整備 (15,581百万円)
新エンゼルプランに基づく多機能保育所等の整備に加え、待機児童ゼロ作戦による保育所受入れ児童数の増大を図るための整備を推進する。
※保育所緊急整備は、平成13年度第1次補正予算及び第2次補正予算案においても計上。
- (2) 送迎保育ステーション試行事業の創設 250 百万円
- 駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎サービスを実施する。送迎先の保育所の閉所後は、当該施設において集合型延長保育を行う。
- ・ 対象か所数 50か所
 - ・ 1か所当たり(年額) @1,345万円
- (3) 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業の創設 60 百万円
- 駅前等の利便性の高い場所に、保育所、保育所分園、送迎保育ステーション、地域子育て支援センター等の保育サービス提供施設を整備する場合、必要な準備経費を助成する。
- ・ 対象か所数 30か所
 - ・ 1か所当たり @600万円
- (4) 認可化移行促進事業の創設 128 百万円
- 一定の水準の質のサービスを提供する認可外保育施設が認可保育所に移行するに当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。
- ① 移行促進事業
 - ・ 対象か所数 160か所
 - ・ 1か所当たり(年額) @200万円
 - ② 環境改善事業
 - ・ 対象か所数 32か所
 - ・ 1か所当たり @200万円

- (5) 待機児童解消のための保育施策の推進等[構造改革特別要求分] 134 百万円
- ・待機児童解消のための先進的な保育施策の取組事例等を収集した資料集の作成、都道府県、市町村、保育所等による保育施策推進のための協議会の開催の実施。
 - ・児童福祉法改正を踏まえた、認可外保育施設や保育士に関する広報啓発等を実施。

この他

- ・主任児童委員に対して、保育や虐待の専門的研修を実施。
- ・保育施策等今後の子育て支援策等に関する基礎資料を得るため、子どもと親の置かれている状況や子育てに関する意識などの把握、分析等の調査研究を実施。

- (6) 家庭的保育事業の促進 1,273 百万円 → 1,271 百万円
- ・夜間型家庭的保育事業の創設
 - ・受入れ児童数の増（3人→補助者を配置する場合には5人）

2 必要なときに利用できる多様な保育サービスの整備

- (1) 延長保育 24,206 百万円 → 27,160 百万円
 9,000か所 → 10,000か所
- ・7時間延長の創設
 - ・3～5人区分の創設（2時間延長以上）
- (2) 休日保育 100 百万円 → 225 百万円
 200か所 → 450か所
- (3) 乳児保育促進等事業 5,013 百万円 → 5,126 百万円
- | | | | |
|------------|---------|---|---------|
| 乳児保育促進事業 | 3,500か所 | → | 4,500か所 |
| 乳児保育環境改善事業 | 3,500か所 | → | 2,500か所 |

3 在宅の乳幼児を含めた子育て支援の推進

- (1) 地域子育て支援センター 3,321 百万円 → 3,988 百万円
 2,100か所 → 2,400か所
- (2) 一時保育促進事業 1,884 百万円 → 2,268 百万円
 2,500か所 → 3,500か所
- ・利用児童数に応じた件数払い方式へ移行
 1件当たり @1,800円（上限額 年額 540万円）

- (3) 保育所地域活動事業 1,308 百万円 → 1,430 百万円
 ・ 保育所体験特別事業 160事業 → 500事業
 ・ 保育所分園推進事業（経常分） 100事業 → 120事業
- (4) ベビーシッター育児支援事業 505 百万円 → 505 百万円

4 保育所の施設整備

- (1) 社会福祉施設等施設整備費 136,556 百万円 → 124,670 百万円
 うち保育所緊急整備分 15,581 百万円

保育所緊急整備に係る平成13年度補正予算

第1次補正予算	10,945百万円
第2次補正予算（案）	10,007百万円

- (2) 社会福祉施設等設備整備費 10,089 百万円 → 10,089 百万円
 うち保育所緊急整備分 923 百万円

- (3) 保育所施設整備の補助方式の拡大（平成13年度第1次補正予算より実施）

公設民営による整備を図るため、社会福祉法人等に貸与することを目的として自治体が保育所を整備する場合の費用及び自治体がPFI選定業者に貸与することを目的として保育所を整備する場合の買取費用についても、施設整備費の補助対象とする。

- (4) 特別保育事業等推進施設の助成 75 百万円 → 75 百万円

5 保育所運営費の改善

391,545 百万円 → 407,140 百万円

- (1) 受入れ児童数の増 190.7万人 → 195.5万人（再掲）
 うち低年齢児（3歳未満児）の受入れ
 61.8万人 → 64.4万人

- (2) 保育士の格付見直し 1号俸改善（3年計画の3年目）

- (3) 事務職員雇上費加算分対象施設の拡大
 （特別保育事業等実施保育所 定員61～90人施設）
 6ヶ月分 → 12ヶ月分

(4) 主任保育士専任加算対象施設の拡大

(特別保育事業等複数実施保育所 定員46～60人施設)

6ヶ月分 → 12ヶ月分

◎保育所徴収金基準額表

徴収金基準額表については、階層区分、基準額ともに13年度と同様。

6 その他の保育サービスの充実

(1) 障害児保育 9,856人 → 10,525人	3,036 百万円 →	3,251 百万円
(2) 家庭支援推進保育事業	1,174 百万円 →	1,175 百万円
(3) 保育士養成確保関連 ・保育士養成所費 ・保育所保育士研修等事業費 ・産休代替保育士費等補助金	1,472 百万円 →	1,506 百万円
(4) へき地保育所費	2,120 百万円 →	1,927 百万円
(5) 子育て支援サービス事業 ・事業所内保育施設等保育従事者研修事業 ・企業委託型保育サービス事業 ・駅型保育試行事業	1,687 百万円 →	1,386 百万円

	13年度予算		14年度予算(案)
保育対策関係(一般会計)	4,338 億円	→	4,601 億円
〃 (特別会計等含む)	4,494 億円	→	4,780 億円